瑞穂市地域防災計画

（資料編）

令和７年３月

瑞穂市防災会議

資　料　編　目　次

資料Ｎｏ	資　　料　　名	目次
1	消防力の現況、消防水利の現況	資料― 1
2	瑞穂市防災行政無線	資料― 2
3	県防災・情報通信網一覧	資料― 8
4	災害対策本部員、腕章	資料― 9
5	災害対策本部自動車標旗	資料―12
6	自衛隊部隊別連絡先	資料―13
7	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	資料―14
8	岐阜県広域消防相互応援協定書	資料―18
9	岐阜県水道災害相互応援協定	資料―20
１０	岐阜県防災ヘリコプター支援協定	資料―21
１１	ヘリコプター着陸可能地点	資料―23
１２	災害時優先電話	資料―24
１３	防災に関する協定一覧	資料―25
１４	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	資料―28
１５	岐阜県災害救助法施行細則	資料―34
１６	瑞穂市指定給水装置工事事業者名簿	資料―41
１７	災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き	資料―45
１８	医療機関一覧	資料―46
１９	瑞穂市指定文化財、県指定文化財	資料―47
２０	瑞穂市防災会議条例	資料―48
２１	瑞穂市災害対策本部条例	資料―50
２２	要配慮者利用施設一覧	資料―51

資料 No.1

消防力の現況

区　分	人　　員								機 械 器 具			担 当 地 区
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防ポンプ自動車	小型ポンプ積載車	小型動力ポンプ	
本　部	1	6				1	10	18			1	
第１分団			1	2	3	3	22	31	1	1	4	本田小学校区
第２分団			1	2	4	4	35	46	1	2	4	穂積小学校区
第３分団			1	2	5	4	32	44	1	2	4	牛牧小学校区
第４分団			1	2	2	4	22	31	1	1	1	中小学校区
第５分団			1	2	2	4	24	33	1	2	2	南小学校区
第６分団			1	2	2	3	18	26	1	1	1	西小学校区
第７分団			1	2	2	3	7	15	1	1		生津小学校区
計	1	6	7	14	20	26	170	244	7	10	17	

（令和７年３月 31 日現在）

消防水利の現況

消火栓（公設）		1,011
飲料水兼用耐震性貯水槽		1
耐震性貯水槽（１００㎥以上）		3
防火水槽（公設）	６０㎥以上１００㎥未満	3
	４０㎥以上６０㎥未満	17
	２０㎥以上４０㎥未満	1
井戸（公設）		614
河川・溝等		―
プール		9
計		1,659

（令和７年４月１日現在）

資料 No.2

瑞穂市防災行政無線

（１）　同報系防災行政無線

①　基地局

名　　称	設　置　場　所
こうほうみずほ	瑞穂市別府１２８８番地

②　受信局

子局 No	名　　称	設　置　場　所
1	馬場１	瑞穂市馬場前畑町１丁目１０８番地
2	馬場２	瑞穂市馬場前畑町２丁目１５０番地先
3	上生津	瑞穂市生津滝坪町１丁目１２３番地
4	馬場３	瑞穂市馬場小城町１丁目１２２番地
5	下生津１	瑞穂市生津外宮前町２丁目８７番地
6	下生津２	瑞穂市生津天王町２丁目２１番地先
7	向島１	瑞穂市本田３１３番地２
8	向島２	瑞穂市本田４１３番地先
9	大門	瑞穂市本田９３８番地
10	西只越１	瑞穂市只越１４６番地２先
11	本田団地東	瑞穂市本田１０２４番地先
12	本田団地	瑞穂市本田１５５２番地４６４
13	西只越２	瑞穂市只越３８７番地
14	東只越	瑞穂市只越１３０６番地先
15	花塚	瑞穂市別府２０３７番地
16	井場	瑞穂市別府１５０６番地２
17	桜町	瑞穂市別府１４３番地
18	別府北	瑞穂市別府４８０番地
19	別府南	瑞穂市別府１１３５番地
20	前所	瑞穂市穂積１５８番地１
21	新町	瑞穂市穂積８９５番地先
22	東中切	瑞穂市穂積２７６番地２
23	下穂積	瑞穂市穂積１３８５番地
24	柳一色	瑞穂市稲里７６３番地先
25	橋本１	瑞穂市稲里４５２番地１
26	橋本２	瑞穂市別府２４５１番地
27	十九条１	瑞穂市十九条８３１番地１
28	十九条２	瑞穂市十九条４００番地１先
29	上牛牧１	瑞穂市牛牧７８番地１先
30	上牛牧２	瑞穂市牛牧７５８番地先
31	下牛牧	瑞穂市牛牧２７９番地
32	牛牧団地	瑞穂市牛牧１２９３番地１９８
33	下畑	瑞穂市牛牧１５８０番地１
34	宝江	瑞穂市宝江４２０番地１
35	野田新田	瑞穂市野田新田３９３６番地１先

子局 No	名　　称	設　　置　　場　　所
36	祖父江１	瑞穂市祖父江１７０番地先
37	野白新田１	瑞穂市野白新田２６４番地
38	伯母塚	瑞穂市祖父江４６番地２５
39	祖父江２	瑞穂市祖父江１１４３番地５
40	瑞穂市役所	瑞穂市別府１２８８番地
41	七崎１	瑞穂市七崎８３７番地
42	七崎２	瑞穂市七崎１２１番地
43	居倉	瑞穂市居倉３００番地
44	森１	瑞穂市森２７番地１
45	森２	瑞穂市森１１２５番地２
46	田之上１	瑞穂市田之上２２４番地
47	田之上２	瑞穂市田之上５２４番地
48	田之上３	瑞穂市田之上４９９番地２
49	唐栗１	瑞穂市唐栗１１８番地１
50	唐栗２	瑞穂市唐栗２７２番地５
51	宮田	瑞穂市宮田１４４番地
52	大月	瑞穂市大月７８番地２
53	重里１	瑞穂市重里６１５番地
54	重里２	瑞穂市重里４０１番地
55	重里３	瑞穂市重里４０５番地１
56	美江寺１	瑞穂市美江寺９７３番地１
57	美江寺２	瑞穂市美江寺１１１番地１
58	十七条１	瑞穂市十七条３９２番地
59	十七条２	瑞穂市十七条１０００番地
60	十八条１	瑞穂市十八条７番地
61	十八条２	瑞穂市十八条３０８番地２
62	十八条３	瑞穂市十八条４６２番地
63	古橋１	瑞穂市古橋１４１番地１
64	古橋２	瑞穂市古橋８８３番地
65	古橋３	瑞穂市古橋１６７６番地
66	横屋１	瑞穂市横屋６８番地
67	横屋２	瑞穂市横屋５７６番地
68	横屋３	瑞穂市横屋１３５３番地
69	中宮	瑞穂市中宮４９２番地
70	呂久１	瑞穂市呂久１５５番地
71	呂久２	瑞穂市呂久１３５０番地
72	瑞穂市役所巣南庁舎	瑞穂市宮田３００番地２
73	仲東	瑞穂市本田１３５２番地１
74	橋本３	瑞穂市稲里２８番地１
75	西畑	瑞穂市穂積５７７番地２
76	野白新田２	瑞穂市野白新田２１番地先
77	穂南	瑞穂市犀川４丁目２７番地
78	馬場４	瑞穂市馬場上光町１丁目１４１番地
79	上穂積	瑞穂市穂積４５２番地
80	柳一色２	瑞穂市稲里６８０番地
81	野白新田３	瑞穂市野白新田８５番地９

子局 No	名　　称	設　　置　　場　　所
82	呂久３	瑞穂市呂久９２８番１地先
83	本田団地北	瑞穂市本田１５４６番地先
84	駅前	瑞穂市別府４２２番地１
85	七崎３	瑞穂市七崎４４１番地
86	西小学校	瑞穂市居倉５８９番地
87	重里４	瑞穂市重里１９２１番地
88	古橋４	瑞穂市古橋１５９６番地４
89	田之上４	瑞穂市田之上５７番地１先

（令和７年４月１日現在）

（２）　ＭＣＡ無線

①　基地局

名称		設置場所
みずほ　500	ぼうさいみずほ	消防本部

②　移動局（車載型）　グループ 10 【市役所】

名称		保管場所
みずほ　510	公用車１	市長車 エスティマ
みずほ　512	公用車２	教育委員会 レジアスエース
みずほ　601	総務部１	総務課
みずほ　602	総務部２	総務課
みずほ　603	総務部３	無線室
みずほ　604	総務部４	無線室
みずほ　605	総務部５	無線室
みずほ　606	企画部１	無線室
みずほ　607	企画部２	無線室
みずほ　608	市民部１	無線室
みずほ　609	市民部２	無線室
みずほ　610	福祉部１	福祉生活課
みずほ　611	福祉部２	無線室
みずほ　651	市民窓口課	市民窓口課
みずほ　652	都市整備部１	無線室
みずほ　653	都市整備部２	無線室
みずほ　654	都市整備部３	無線室
みずほ　655	環境水道部１	無線室
みずほ　656	環境水道部２	無線室
みずほ　657	環境水道部３	無線室
みずほ　658	教育委員会１	学校教育課
みずほ　659	教育委員会２	学校教育課
みずほ　660	教育委員会３	学校教育課

③　移動局（車載型）　グループ 20 【消防団】

名称		保管場所
みずほ　511	本部軽積載	市役所車庫
みずほ　551	１分団消防車	第１分団詰所
みずほ　552	２分団消防車	第２分団詰所
みずほ　553	３分団消防車	第３分団詰所
みずほ　554	４分団消防車	第４分団詰所
みずほ　555	５分団消防車	第５分団詰所
みずほ　556	６分団消防車	第６分団詰所
みずほ　567	７分団消防車	第７分団詰所
みずほ　557	１分団軽積載	第１分団詰所
みずほ　559	２分団軽積載１号車	第２分団詰所
みずほ　560	２分団軽積載２号車	第２分団詰所
みずほ　561	３分団軽積載１号車	第３分団詰所
みずほ　562	３分団軽積載２号車	第３分団詰所
みずほ　563	４分団軽積載	第４分団詰所
みずほ　564	５分団軽積載１号車	第５分団詰所
みずほ　565	５分団軽積載２号車	第５分団詰所（呂久）
みずほ　566	６分団軽積載	第６分団詰所
みずほ　558	７分団軽積載	第７分団詰所
みずほ　700	消防団本部１	消防本部
みずほ　708	消防団本部２	消防本部
みずほ　709	消防団本部３	消防本部
みずほ　710	消防団本部４	消防本部
みずほ　711	消防団本部５	消防本部
みずほ　712	消防団本部６	消防本部
みずほ　713	消防団本部７	消防本部
みずほ　714	消防団本部８	消防本部
みずほ　701	消防団第１分団	第１分団詰所
みずほ　702	消防団第２分団	第２分団詰所
みずほ　703	消防団第３分団	第３分団詰所
みずほ　704	消防団第４分団	第４分団詰所
みずほ　705	消防団第５分団	第５分団詰所
みずほ　706	消防団第６分団	第６分団詰所
みずほ　707	消防団第５分団２	第５分団詰所（呂久）
みずほ　715	消防団第７分団	第７分団詰所

④　移動局（携帯型）　グループ 30 【消防署】

名称		保管場所
みずほ　751	瑞穂消防署	瑞穂署
みずほ　752	巣南分署	巣南分署

⑤　移動局（携帯型）　グループ 40 【小中学校】

名称		保管場所
みずほ　801	生津小学校	生津小学校
みずほ　802	本田小学校	本田小学校
みずほ　803	穂積小学校	穂積小学校
みずほ　804	牛牧小学校	牛牧小学校
みずほ　805	西小学校	西小学校
みずほ　806	中小学校	中小学校
みずほ　807	南小学校	南小学校
みずほ　808	穂積中学校	穂積中学校
みずほ　809	穂積北中学校	穂積北中学校
みずほ　810	巣南中学校	巣南中学校
みずほ　910	ほづみ幼稚園	ほづみ幼稚園

⑥　移動局（携帯型）　グループ 50 【保育所】

名称		保管場所
みずほ　901	本田第一保育所	本田第一保育所
みずほ　902	本田第二保育所	本田第二保育所
みずほ　903	別府保育所	別府保育所
みずほ　904	穂積保育所	穂積保育所
みずほ　906	牛牧保育所	牛牧保育所
みずほ　907	西保育・教育センター	西保育・教育センター
みずほ　908	中保育・教育センター	中保育・教育センター
みずほ　909	南保育・教育センター	南保育・教育センター

⑦　移動局（携帯型）　グループ 60 【施設】

名称		保管場所
みずほ　201	総合センター	総合センター
みずほ　200	給食センター	給食センター
みずほ　404	市民センター	市民センター
みずほ　405	巣南公民館	巣南公民館

⑧　移動局（携帯型）　グループ 70 【コミセン】

名称		保管場所
みずほ　401	本田コミュニティセンター	本田コミュニティセンター
みずほ　402	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧南部コミュニティセンター
みずほ　403	牛牧北部防災コミュニティセンター	牛牧北部防災コミュニティセンター
みずほ　409	指定管理者	瑞穂市ふれあい公共公社事務所

⑨　移動局（携帯型）　グループ 80 【福祉】

名称		保管場所
みずほ　406	老人福祉センター	老人福祉センター
みずほ　202	社会福祉協議会	社会福祉協議会

⑩　移動局（携帯型）　グループ 90 【外部】

名称		保管場所
みずほ　300	岐阜県	県庁
みずほ　407	朝日大学	朝日大学
みずほ　408	サンプラスパ	サンプラスパ

（令和７年４月１日現在）

資料 No.3

関係機関の連絡先

国の機関

部署	住所	電話	休日夜間等 緊急連絡先	備考
国土交通省木曽川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	251-1321	251-3235、 251-4265	流水管理センター
国土交通省岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	271-9817	同左	道路情報センター
中部運輸局岐阜運輸支局	岐阜市日置江 2648-1	279-3716		
岐阜地方気象台	岐阜市加納二ノ丸 6	271-4108	271-4107	
陸所自衛隊第 35 普通科連隊	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	同左	

県の機関

部署	住所	電話	休日夜間等 緊急連絡先	備考
県危機管理政策課岐阜地域防災係	岐阜市薮田南 2-1-1	272-8481	同左	
岐阜土木事務所	岐阜市薮田南 5-14-53 1 棟 8 階	214-9603		
岐阜中警察署	岐阜市美江寺町 2-10	263-0110		
岐阜南警察署	岐阜市茜部菱野 1-88	276-0110		
岐阜北警察署	岐阜市上土居 2-2-22	233-0110		
岐阜羽島警察署	岐阜市柳津町 3-108	387-0110		
北方警察署	本巣郡北方町北方 3219-27	324-0110		
流域浄水事務所	各務原市前渡西町 1521	386-8338		
岐阜・西濃建築事務所	大垣市江崎町 422-3	0584-73-1111		
岐阜教育事務所	岐阜市薮田南 5-9-1	278-3055		
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1	380-3002		

防災関係機関

機関名	住所	電話	休日夜間等 緊急連絡先	備考
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島 2-9	272-3561		
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	265-8051		
(株)岐阜放送	岐阜市橋本町 2-52　4 階	264-1181		
東海旅客鉄道(株)	岐阜市橋本町 1	263-0478	052-564-2466	事故発生時
西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺町 1-15　4 階	214-8417	113	
東邦ガスネットワーク(株) 北部営業所	岐阜市加納坂井町 2	272-8006		
中部電力パワーグリッド(株) 岐阜支社	岐阜市美江寺町 2-5	264-3359		
ぎふ農業協同組合	岐阜市司町 37	265-3521		

資料 No.4

災害対策本部員、腕章

1　市本部

（1）本部長、副本部長腕章

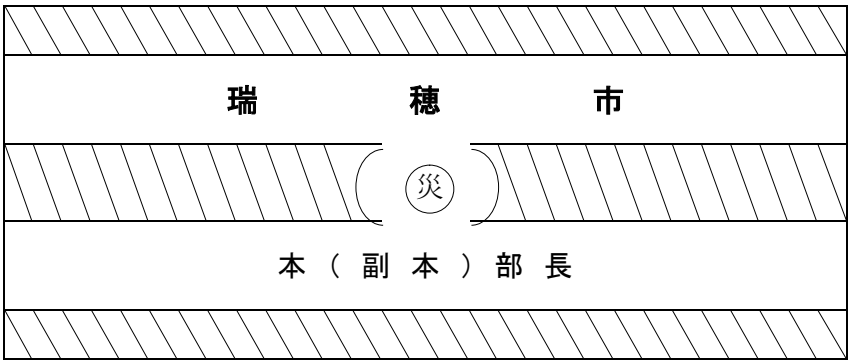

（2）部長腕章

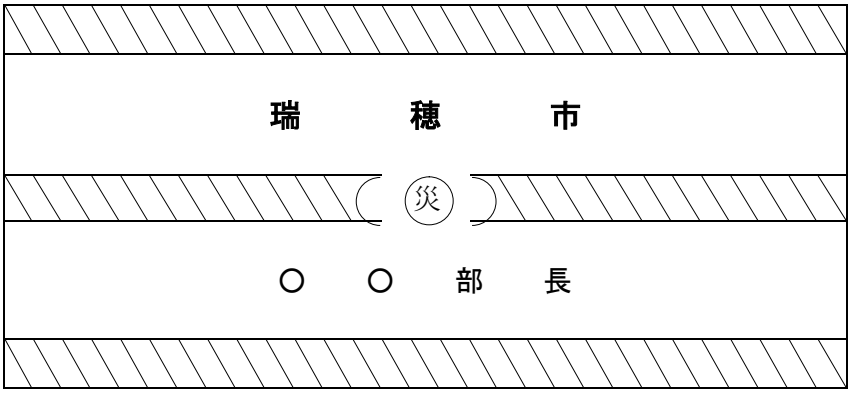

（3）班長腕章

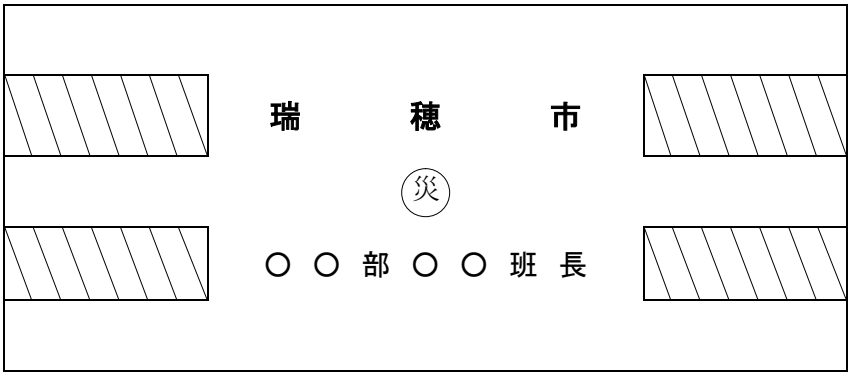

（４）連絡員腕章

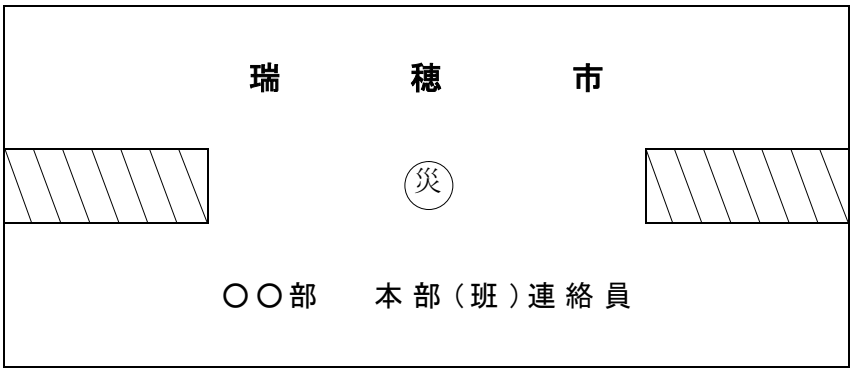

（５）班員腕章

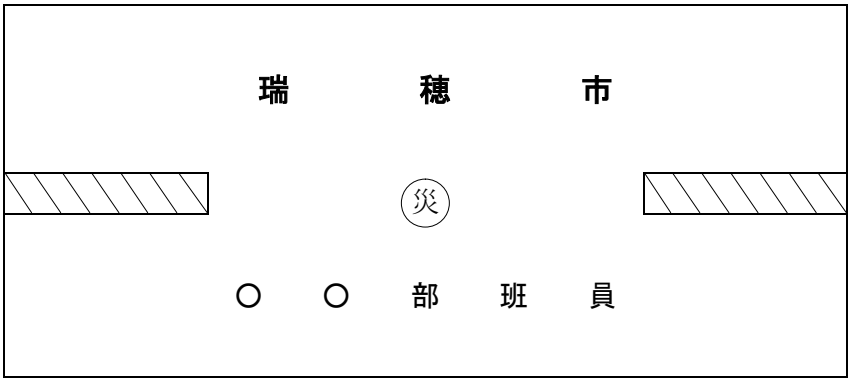

２　現地本部

（１）現地本部長腕章

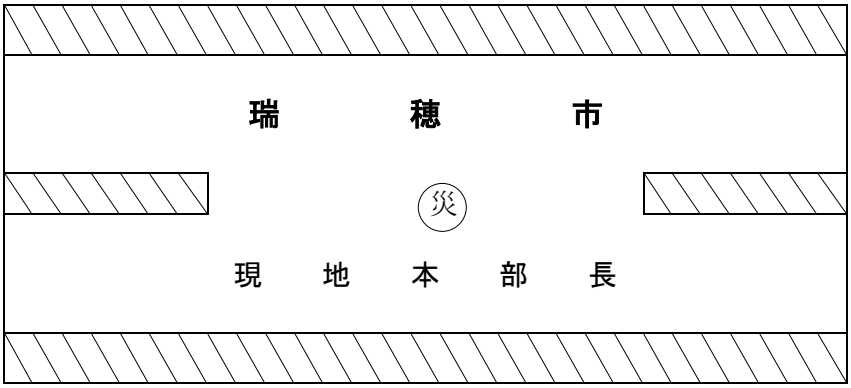

（２）現地本部腕章

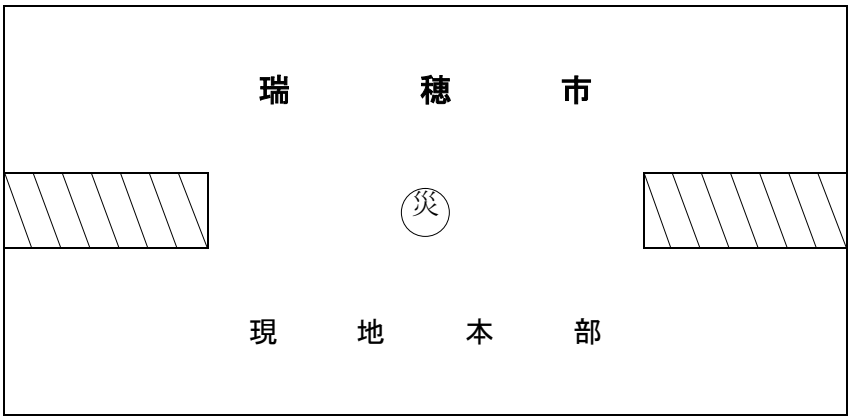

（注）１　腕章の大きさは、長さ３８cm、幅９cm とする。
２　地は白地、字は黒色とし、線は市本部において赤色、現地本部においてはオレンジ色とする。
３　ホック止めとする。

資料 No.5

災害対策本部自動車標旗

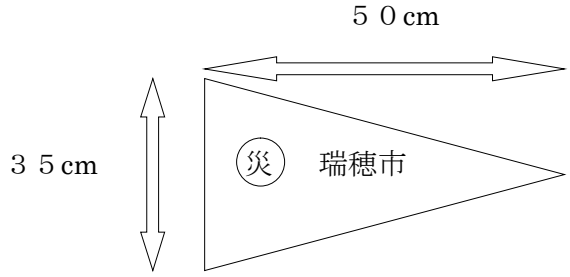

（注）地色は、赤（円のみ白抜き）
災の字は、黒色
瑞穂市の字は、白色

資料 No.6

自衛隊派部隊別連絡先

（機関名）
　陸上自衛隊第３５普通科連隊（守山）第３科
（所在地）
　愛知県名古屋市守山区守山３－１２－１
（ＴＥＬ）　　（ＦＡＸ）
　０５２－７９１－２１９１（内線４６１）　　０５２－７９１－２１９１
防災行政無線　６－６５１－７１２（事務室）
　　６－６５１－７１１（当直室）
　　６５１－７１０（ＦＡＸ）

（機関名）
　航空自衛隊小牧基地防衛部運用班
（所在地）
　愛知県小牧市
（ＴＥＬ）　　（ＦＡＸ）
　０５６８－７６－２１９１（内線４３２）　　０５６８－７６－２１９１
防災行政無線　６－６５３－７１１（事務室）
　　６－６５３－７１２（当直室）
　　６－６５３－７１０（ＦＡＸ）

（機関名）
　航空自衛隊岐阜基地第２補給所企画課企画一班
（所在地）
　岐阜県各務原市
（ＴＥＬ）
　０５８－３８２－１１０１（内線２３１４）
　０５８－３８２－１１０１（内線２２２５）　基地当直幹部
防災行政無線６－６５２－７１２（事務室）
　　６－６５２－７１１（当直室）
　　６５２－７１０（ＦＡＸ）

資料 No.7

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被害市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項及び第６８条第１項の協定に基づく県及び市町村相互応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第２条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に揚げるものとする。

（１）物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ　救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

（２）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

（３）清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん

（４）災害を受けた児童及び生徒の応急教育の受け入れ

（５）緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（県の役割）

第４条　県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

２　県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

（応援の要求）

第５条　被災市町村の市町村長は、次の各号に揚げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

（１）被害の状況

（２）第３条第１号アからウに揚げるものの品名及び数量

（３）第３条第１号エに揚げるものの職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に揚げるもののほか、必要な事項

２　前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

２　応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

３　第３条１号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疫病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。

４　応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたも

のについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。

５　前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

（自主的な応援）

第７条　被災市町村との連絡がとれない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

２　前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

３　第１項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

（岐阜県災害対策連絡会議の設置）

第８条　県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議の所掌事務は、次の各号に揚げるものとする。

（１）応援体制、受入体制の整備に関すること。

（２）物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

（３）防災施設及び設備の整備に関すること。

（４）合同練習に関すること。

（５）前各号に揚げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

３　連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。

４　連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター支援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附　則

１　この協定は平成１０年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各１通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成１０年３月３０日

岐　阜　県　知　事　　梶原　　拓

岐阜県市長会会長　　浅野　　勇

岐阜県町村会会長　　中井　　勉

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第１０条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条　協定第２条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

（応援の要求の手続き）

第３条　協定第５条第１項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

（県への応援の要求及び報告）

第４条　知事への応援の要求及び協定第５条第２項並びに協定第７条第３項の報告については原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

（応援経費の負担）

第５条　協定第６条第１項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

（１）応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

（２）備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

（３）購入物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（４）車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５）施設の提供については、使用料又は借上料

（６）協定第３条第４号、第５号及び第６号については、その実施に要した経費

２　協定第６条第２項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

（応援時の責務）

第６条　応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

（岐阜県災害対策連絡会議の組織）

第７条　岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

２　議長は、会務を総理する。

３　連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。

４　幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。

５　幹事長は、幹事会を掌理する。

６　連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。

７　前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附　則

１　この実施細目は平成１０年４月１日から施行する。

２　この実施細目は締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各１通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成１０年３月３０日

岐　阜　県　知　事　　梶原　　拓

岐阜県市長会会長　　浅野　　勇

岐阜県町村会会長　　中井　　勉

資料 No.8

岐阜県広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に揚げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害

（２）大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災

（３）航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故

（４）その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

（ブロック及び代表消防機関）

第４条　この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を５ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

（応援要請の種別）

第５条　応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

（１）ブロック要請

前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請

（２）県域要請

ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第６条　応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

２　応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

３　前項の要請については、第４条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。

４　ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第７条　前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

（自主的な応援隊の派遣）

第７条の２　大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

２　前項の応援については、第６条第２項の応援要請があったものとみなす。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

（応援の中断）

第９条　応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（経費の負担）
第１０条　応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。
（１）応援側の負担する経費
ア　給与、旅費、出勤手当等の人件費
イ　車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）
ウ　人員輸送費
エ　車両及び機械器具の小破損修理費
オ　公務災害補償費
カ　応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
（２）要請側の負担する経費
前号に定める以外の経費
（３）賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。
（４）経費の負担について､疑義ある場合は､当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。
（応援可能消防隊の登録）
第１１条　各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。
（他協定との関係）
第１２条　この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。
第１３条　この協定の実施について必要な事項は、第４条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。
（改廃）
第１４条　この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。
附　則
１　この協定は、平成３年４月１日から施行する。
２　この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書５通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを１通保管するものとする。
附　則
１　第４条、第５条第１号、第６条第１項、同条第４項、第７条第２項、第７条の２、第１１条、第１２条、第１３条は、第１４条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。
２　前項の改正された協定は、平成１０年４月１日から施行する。

資料 No.9

岐阜県水道災害相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（応援）

第２条　被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

２　県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

３　被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

４　応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、おおむね次のとおりにする。

（１）給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

（２）応急給水作業

（３）応急復旧作業

２　前項第２号及び第３号の作業期間は、原則として７日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

（応援体制）

第４条　応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

（被応援体制）

第５条　被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん等必要な便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

（１）応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

（２）応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

（３）応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

（４）応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

２　前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

２　この協定に定めない事項については、前項に定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年４月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成９年４月１日

資料 No.10

岐阜県防災ヘリコプター支援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）要請市町村等の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合

（３）その他救援救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別

（２）災害発生の日時、場所及び被害の状況

（３）災害発生現場の気象状態

（４）離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

（５）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

２　前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

３　知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第７条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通達するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第６条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第９条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第１０条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、平成６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、３５通を作成し、知事及び市町村長の長が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

平成６年３月２８日

資料 No.11

ヘリコプター着陸可能地点

施　設　名	所　在　地	地　積	電　話	座　標
生津小学校グラウンド	瑞穂市馬場上光町２丁目 １０８番地	１１０×８０	３２７－５４０６	Ｅ１３６° ４１′ ０４″ Ｎ ３５° ２４′ ３８″
本田小学校グラウンド	瑞穂市本田９３８番地	８５×７０	３２６－３４１７	Ｅ１３６° ４０′ ３９″ Ｎ ３５° ２４′ ２５″
旭化成グラウンド	瑞穂市別府２３５２番地１	９０×９０		Ｅ１３６° ４０′ ４４″ Ｎ ３５° ２３′ ３３″
穂積グラウンド	瑞穂市稲里４５２番地１	９０×１１０		Ｅ１３６° ４１′ ０４″ Ｎ ３５° ２３′ １２″
穂積小学校グラウンド	瑞穂市穂積４５２番地	１００×７０	３２７－３０９１	Ｅ１３６° ４１′ ４４″ Ｎ ３５° ２３′ ２２″
牛牧小学校グラウンド	瑞穂市牛牧１５５７番地１	７５×１００	３２６－３０６３	Ｅ１３６° ４０′ ２１″ Ｎ ３５° ２２′ ４２″
穂積中学校グラウンド	瑞穂市別府１８８８番地	９０×８０	３２７－０７３３	Ｅ１３６° ４１′ １５″ Ｎ ３５° ２３′ ２９″
穂積北中学校グラウンド	瑞穂市本田２０００番地	２００×１００	３２７－６７０１	Ｅ１３６° ４１′ １９″ Ｎ ３５° ２４′ １４″
朝日大学グラウンド	瑞穂市穂積１８９６番１	１５０×１７５	３２６－６１３１	Ｅ１３６° ４１′ ２３″ Ｎ ３５° ２２′ ３４″
五六川グラウンド	瑞穂市野田新田４３２５番 １	１２０×７５		Ｅ１３６° ４０′ ４０″ Ｎ ３５° ２３′ ２５″
糸貫川運動公園	瑞穂市本田１９４０番	１１０×１００		Ｅ１３６° ４１′ １２″ Ｎ ３５° ２４′ ２０″
南流公園	瑞穂市生津天王町２丁目 １０６番	１／４×６５ 円　半径		Ｅ１３６° ４１′ ４４″ Ｎ ３５° ２４′ ０２″
巣南中学校グラウンド	瑞穂市古橋１０番地１	１００×９０		Ｅ１３６° ３９′ ０５″ Ｎ ３５° ２４′ ０４″
根尾川河川公園	瑞穂市宮田地先	８０×５０		Ｅ１３６° ３８′ ２６″ Ｎ ３５° ２４′ ３０″
生津スポーツ広場	瑞穂市生津２２３番地１	１３０×１３０		Ｅ１３６° ４１′ ４２″ Ｎ ３５° ２４′ ２１″
中ふれあい広場	瑞穂市美江寺２７６番地	８５×８５		Ｅ１３６° ３９′ ４４″ Ｎ ３５° ２４′ ３４″
西ふれあい広場	瑞穂市居倉１７５番地	７０×９０		Ｅ１３６° ３８′ ３９″ Ｎ ３５° ２４′ ５７″
巣南グラウンド	瑞穂市宮田３００番地２	８０×６０	３２８－２２１１	Ｅ１３６° ３９′ ００″ Ｎ ３５° ２４′ １２″
西小学校グラウンド	瑞穂市居倉３８９番地	１００×４５	３２８－２２３８	Ｅ１３６° ３８′ ３０″ Ｎ ３５° ２４′ ５７″
中小学校グラウンド	瑞穂市美江寺１７３番地	８０×３５	３２８－２０３９	Ｅ１３６° ３９′ ２９″ Ｎ ３５° ２４′ ３９″
南小学校グラウンド	瑞穂市古橋１６６０番地	９０×４５	３２８－２２０２	Ｅ１３６° ３９′ ２５″ Ｎ ３５° ２３′ １５″
牛牧グラウンド （旧ﾓｰﾀｰﾌﾟｰﾙ）	瑞穂市牛牧３９５番地先	３００×１００	３２５－０７０３	Ｅ１３６° ４０′ １３″ Ｎ ３５° ２２′ ３５″

（令和７年３月 31 日現在）

資料 No.12

災害時優先電話（一般加入電話）

設置場所	電話番号	備考
瑞穂市役所	０５８－３２７－４１１１	
瑞穂市役所　巣南庁舎	０５８－３２７－２１００	
生津小学校	０５８－３２７－５４０６	
本田小学校	０５８－３２６－３４１７	
穂積小学校	０５８－３２７－３０９１	
牛牧小学校	０５８－３２６－３０６３	
穂積中学校	０５８－３２７－０７３３	
穂積北中学校	０５８－３２７－６７０１	
西小学校	０５８－３２８－２２３８	
中小学校	０５８－３２８－２０３９	
南小学校	０５８－３２８－２２０２	
巣南中学校	０５８－３２８－２００２	

資料 No.13

防災に関する協定一覧（備蓄以外も含む）

協定の名称	相手方	締結日
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県及び県内市町村	H10. 3.30 (H30. 3.27) (R3. 6.30)
災害支援協力に関する覚書	穂積郵便局、巣南郵便局、 本田郵便局、穂積牛牧郵便局	H16. 3.23
瑞穂市の災害応援協力に関する協定	瑞穂市緊急対策協力会	H16. 3.26
災害時の医療救護に関する協定	社団法人もとす医師会	H17. 6. 1
災害時における緊急放送に関する協定	㈱シティエフエムぎふ	H17. 9. 1
災害時の歯科医療救護に関する協定	もとす歯科医師会	H17.12.13
災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定	本巣地区トラック協議会	H17.12.21
緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープぎふ	H18. 1.27
災害時の応援業務に関する基本協定	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H18. 9. 8
災害時における住家の被害認定調査に関する協力協定		R3. 2. 4
災害時の救護病院指定に関する協定	朝日大学歯学部附属病院	H18.9.21
災害時における避難所に関する覚書	学校法人朝日大学	H18.12.26
災害時の施設使用等の協力に関する覚書	㈱三栄	H19. 1.17 (H24. 2.13)
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	㈱バロー	H19.10.12
災害時の施設使用等の協力に関する覚書	旭化成建材㈱穂積工場	H19.12.21
災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定	㈱ＰＬＡＮＴ	H20.12.17 (R1. 8.19)
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会	H21. 4.13
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 3.14
災害応援協力に関する協定	社団法人岐阜県造園緑化協会本巣支部	H23.11. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人清光会	H23.12. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会	H23.12.15
瑞穂市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定		H26.10. 1 (R4. 3.11)
災害時における LP ガスの供給に関する協定	社団法人岐阜県 LP ガス協会本巣支部	H23.12.26
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人信和会	H23.12.28
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人新生会	H24. 1.11
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	有限会社ラック・ライフ	H24. 1.11
大規模災害時における相互応援に関する協定	東京都西多摩郡瑞穂町	H25. 1.31
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25. 9. 2

協定の名称	相手方	締結日
災害時等における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会　岐阜県隊友会	H26. 4.17
災害時の医療救護活動等に関する協定	もとす薬剤師会	H26. 7. 1
災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定	マックスバリュ中部株式会社	H26. 7.10
災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定	ＤＣＭ株式会社	H26. 9. 1
災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合本巣支部	H27. 2.20
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社平和堂	H27. 8.28
特設公衆電話の設置に関する覚書	西日本電信電話株式会社岐阜支店	H27. 9.24
災害時における応急生活用物資の確保に関する協定	ぎふ農業協同組合	H27.12.21
岐阜圏域における越境避難に関する協定	岐阜圏域９市町	H28. 2.18
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人誠心会	H28. 3.25
災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H28. 7.15
災害時における畳の提供に関する協定	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28.11.22
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便株式会社中京支店	H29. 2.16
大規模災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社	H29. 6. 1
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定		R3. 9. 1
災害時における瑞穂市と瑞穂市内郵便局及び穂積郵便局の相互応援協力に関する協定	日本郵便株式会社　穂積郵便局 日本郵便株式会社　巣南郵便局	H29. 6.30
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29. 7. 4
災害時における越境避難に関する協定	神戸町	H29. 8.23
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	（株）ライフクリエイト	H31. 3.19
災害発生時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定	社会福祉法人　慈雲学舎	H31. 4.22
災害発生時における被災乳幼児の一時的な預かりサービスに関する協定		
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	R1. 7.30
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特定非営利方活動法人岐阜福祉事業 支援友の会	R1. 8. 9
災害時の放送に関する協定	シーシーエヌ株式会社	R1.12. 3
災害時における石油燃料の供給に関する協定	穂積石油組合、有限会社林石油店、岡田石油店	R2. 3.26
災害時における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	R2. 8.25
災害時における物資供給に関する協定	株式会社岐阜パッキング	R2.10.16
災害時における物資供給等に関する協定	中部薬品株式会社	R2.11.25

協定の名称	相手方	締結日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	中北薬品株式会社	R3.11.10
地域の健康づくり・福祉の推進並びに大規模災害時の対応に向けた相互連携に関する協定		R5.10. 5
岐阜県広域消防相互応援協定	岐阜県内の市町村、消防一部組合及び消防を含む一部事務組合	R3.11.30
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する覚書	株式会社メルカート	R3.12.22
災害時における避難所生活物資の供給に関する協定	株式会社ハイビックス	R3.12.22
災害時における物資配送拠点の運営及び緊急物資配送等に関する協定	株式会社トーウン	R4. 3.25
災害時における物資提供協力に関する協定	大塚ウエルネスベンディング（株）東海支店	R4. 6.23
災害時における被災者へ自動販売機内の商品の無償提供に関する協定	（株）伊藤園	R4. 6.29
瑞穂市と大塚製薬株式会社との健康づくりの推進等に関する包括連携協定	大塚製薬株式会社	R5. 6. 5
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	スマイルプリーズＭＩＺＵＨＯ	R5.10.10
災害時における飲料水等の供給に関する協定	奥長良川名水株式会社	R6. 8.23
「救急安心センターぎふ（＃７１１９）」の設置及び運営に関する協定書	岐阜県	R6.10. 1
災害時における相互応援に関する協定	８都道県１０自治体	R6.12. 1
災害時における救援物資の提供等に関する協定	株式会社ブリッジウェル	R6.12.18
災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナー株式会社	R6.12.24
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	株式会社イノアックコーポレーション西濃事務所	R7. 2.25
平常時及び災害時における防災対策の推進に関する協定書	特定非営利活動法人レスキューストックヤード	R7. 3.14
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	東武トップツアーズ株式会社	R7. 3.18

資料 No.14

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

１　避難場所

（１）指定緊急避難場所

校　区	名称	所在地	収容人数	災害種別			
				地震	洪水	内水	火事
生津	生津小学校校舎・体育館	馬場上光町２丁目１０８	1,000	○	○	○	○
	生津小学校グラウンド	馬場上光町２丁目１０８	3,790	○			○
	前畑公園	馬場前畑町２丁目１６９	710	○			○
	上光公園	馬場上光町１丁目１４１	930	○			○
	馬場公園	馬場上光町２丁目１０７	4,220	○			○
	高道公園	馬場小城町１丁目１２２	860	○			○
	生津スポーツ広場	生津２２３-１	13,040	○			○
	滝坪公園	生津滝坪町１丁目１２３	850	○			○
	彦内公園	生津外宮前町２丁目８７	1,030	○			○
	真菰池公園	生津外宮東町１丁目９７	720	○			○
	天待公園	生津天王東町２丁目７０	900	○			○
	南流公園	生津天王町２丁目１０６	3,530	○			○
12 施設			31,580				
本田	本田小学校校舎・体育館	本田９３８	1,000	○	○	○	○
	本田小学校グラウンド	本田９３８	2,520	○			○
	穂積北中学校校舎・体育館	本田２０００	1,580	○	○	○	○
	穂積北中学校校舎南球技場	本田２０００	5,850	○			○
	本田第１保育所	本田１９１５	150	○			○
	本田第１保育所屋外遊戯場	本田１９１５	280	○			○
	本田第２保育所	只越３８７	150	○			○
	本田第２保育所屋外遊戯場	只越３８７	450	○			○
	ほづみ幼稚園	只越５００	440	○			○
	ほづみ幼稚園屋外遊戯場	只越５００	1,540	○			○
	本田コミュニティセンター	本田９７７－１	160	○	○	○	○
	せせらぎ公園	本田２２０１－１５	2,920	○			○
12 施設			17,040				
穂積	穂積小学校校舎・体育館	穂積４５２	1,740	○	○	○	○
	穂積小学校グラウンド	穂積４５２	3,030	○			○
	穂積中学校校舎・体育館	別府１８８８	2,240	○	○	○	○
	穂積中学校グラウンド	別府１８８８	5,900	○			○
	朝日大学 6 号館・10 周年記念館	穂積１８５１	3,900	○	○	○	○
	朝日大学グラウンド	穂積１８９６－１	16,000	○			○
	別府保育所	別府１４４－１	628	○	○	○	○
	別府保育所屋外遊戯場	別府１４０	380	○			○
	市民センター	別府１３００－３	440	○	○	○	○
	穂積グラウンド	稲里４５２－１	6,200	○			○
	穂積第２グラウンド	稲里６０７－１	1,850	○			○
	柳一色公園	稲里６８０	860	○			○

校　区	名称	所在地	収容人数	災害種別			
				地震	洪水	内水	火事
	野口公園	穂積９４７－１	910	○			○
	下穂積公園	穂積１１５１－１	1,856	○			○
	井場公園	別府１５９９－１	1,190	○			○
15 施設			47,124				
牛牧	牛牧小学校校舎・体育館	牛牧１５２３	1,480	○	○	○	○
	牛牧小学校グラウンド	牛牧１５２３	2,200	○			○
	牛牧保育所	祖父江１７０	200	○			○
	牛牧保育所屋外遊戯場	祖父江１７０	990	○			○
	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧１５８０－１	130	○			○
	牛牧南部コミュニティセンター駐車場	牛牧１５８０－１	280	○			○
	牛牧北部防災コミュニティセンター	十九条４１３－１	163	○	○	○	○
	水防センター	祖父江１１４３－５	24	○	○	○	○
	穂南公園	犀川４丁目２７	690	○			○
	牛牧団地公園	牛牧１２９３－９９	990	○			○
	祖父江公園	祖父江１１４３－５	310	○			○
	十九条公園	十九条３７－１	900	○			○
	上牛牧ふれあい公園	牛牧６１１－１、６１２－１、６１３－１	810	○			○
	野田公園	野田新田４０２５	950	○			○
	清流みどりの丘公園	野白新田１４４－１	3,110	○			○
	豊かな緑どんぐり公園	祖父江１４１－１	1,240	○			○
16 施設			14,467				
西	西小学校校舎・体育館	居倉３８９	780	○	○	○	○
	西小学校グラウンド	居倉３８９	1,990	○			○
	西保育・教育センター	居倉１７７-1	130	○	○	○	○
	西保育・教育センター屋外遊戯場	居倉１７７-1	470	○			○
	西ふれあい広場	居倉１７５	3,090	○			○
	巣南公民館	宮田３００－１	210	○	○	○	○
	巣南グラウンド	宮田３００－２	2,100	○			○
	老人福祉センター	田之上５９７	80	○	○	○	○
	中山道大月多目的広場	大月１２７６	5,500	○			○
9 施設			14,350				
中	中小学校校舎・体育館	美江寺１７３	810	○	○	○	○
	中小学校グラウンド	美江寺１７３	1,430	○			○
	中保育・教育センター	美江寺２２３	110	○			○
	中保育・教育センター屋外遊戯場	美江寺２２３	380	○			○
	中ふれあい広場	美江寺２７６	3,860	○			○
5 施設			6,590				
南	南小学校校舎・体育館	古橋１６６０	920	○	○	○	○
	南小学校グラウンド	古橋１６６０	2,370	○			○
	巣南中学校校舎・体育館・武道場	古橋１０－１	1,965	○	○	○	○
	巣南中学校グラウンド	古橋１０－１	5,290	○			○
	南保育・教育センター	古橋１１２９－１	160	○	○	○	○

校　区	名称	所在地	収容人数	災害種別			
				地震	洪水	内水	火事
	南保育・教育センター屋外遊戯場	古橋１１２９－１	70	○			○
	南ふれあい広場	古橋１４６６	2,290	○			○
7施設			13,065				
総計	76施設		144,216				

（令和７年３月 31 日現在）

（２）民間協定施設

校　区	名称	所在地	収容人数	災害種別			
				地震	洪水	内水	火事
穂積	旭化成グラウンド	別府２３５２-１	4,900	○			○
	カーマ２１瑞穂店駐車場	穂積３１１０-１	7,000	○			○
	ほづみの森こども園屋外遊戯場	穂積９６６-１	890	○			○
牛牧	PLANT６瑞穂店　駐車場	犀川５丁目３８	13,570	○			○
総計	4施設		26,360				

（３）広域避難場所

主に地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった場合の避難場所

校　区	広域避難場所	
	名　称	所　在　地
生津	生津小学校グラウンド	馬場上光町２丁目１０８
	穂積北中学校校舎南球技場	本田２０００
本田	本田小学校グラウンド	本田９３８
	穂積北中学校校舎南球技場	本田２０００
穂積	穂積小学校グラウンド	穂積４５２
	穂積中学校グラウンド	別府１８８８
	朝日大学グラウンド	穂積１８９６-１
牛牧	牛牧小学校グラウンド	牛牧１５２３
	穂積中学校グラウンド	別府１８８８
	朝日大学グラウンド	穂積１８９６-１
西	西小学校グラウンド	居倉３８９
	巣南中学校グラウンド	古橋１０-１
	巣南グラウンド	宮田３００-２
	中山道大月多目的広場	大月１２７６
中	中小学校グラウンド	美江寺１７３
	巣南中学校グラウンド	古橋１０-１
	巣南グラウンド	宮田３００-２
南	南小学校グラウンド	古橋１６６０
	巣南中学校グラウンド	古橋１０-１
	巣南グラウンド	宮田３００-２

（令和７年３月 31 日現在）

２　指定避難所等

（1）指定一般避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定。

校　区	名　称	所　在　地	収容可能人員（人）
生津	生津小学校校舎･体育館	馬場上光町２丁目１０８ ３２７-５４０６	1,000
本田	本田小学校校舎･体育館	本田９３８ ３２６-３４１７	1,000
	穂積北中学校校舎･体育館	本田２０００ ３２７-６７０１	1,580
	本田第１保育所	本田１９１５ ３２６-３５５２	150
	本田第２保育所	只越３８７ ３２７-２００７	150
	ほづみ幼稚園	只越５００ ３２６-４５４７	440
	本田コミュニティセンター	本田９７７－１ ３２９-１６００	160
穂積	穂積小学校校舎･体育館	穂積４５２ ３２７-３０９１	1,740
	穂積中学校校舎･体育館	別府１８８８ ３２７-０７３３	2,240
	朝日大学６号館・１０周年記念館	穂積１８５１ ３２９-１１１１	3,900
	別府保育所	別府１４４-１ ３２６-４７４７	628
	市民センター	別府１３００－３ ３２７-８４４８	440
牛牧	牛牧小学校校舎･体育館	牛牧１５２３ ３２６-３０６３	1,480
	牛牧保育所	祖父江１７０ ３２７－１８６２	200
	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧１５８０-１ ３２９-１５１１	130
	牛牧北部防災コミュニティセンター	十九条４１３-１ ３２９-０１４７	163
	水防センター	祖父江１１４３－５ ３２７－４１３０	24
西	西小学校校舎･体育館	居倉３８９ ３２８-２２３８	780

校　区	名　称	所　在　地	収容可能人員（人）
	西保育・教育センター	居倉１７７－１ ３２８－２７３８	130
	巣南公民館	宮田３００-１ ３２８-２９１６	210
中	中小学校校舎･体育館	美江寺１７３ ３２８-２０３９	810
	中保育・教育センター	美江寺２２３ ３２８－２３０１	110
南	南小学校校舎･体育館	古橋１６６０ ３２８-２２０２	920
	巣南中学校校舎･体育館・武道場	古橋１０-１ ３２８-２００２	1,965
	南保育・教育センター	古橋１１２９－１ ３２８－２６０２	160
総計	25 施設		20,510

（令和７年３月 31 日現在）

（２）民間協定施設

校　区	名　称	所　在　地	収容可能人員（人）
本田	サンプラスパ	只越１０６１ ３２７－４４７６	200

（令和７年３月 31 日現在）

※総合センターは、物資の受入保管場所、ボランティアセンターとして使用します。
※水防センターは防災施設として使用するほか、一部避難所として利用します。
※収容可能人員は、収容の見込める面積を 3.3 ㎡で割り戻した数値です。（１人当り 3.3 ㎡換算）
※牛牧北部防災コミュニティセンターは、一部災害対策本部事務室として使用します。

３　指定福祉避難所等

上記の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、生活において特別な配慮等を受けることが可能な施設。

指定福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保健施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

①避難にあたっては、まず市が開設する指定避難所に避難してください。
②指定避難所等において、保健師等が避難者の身体状態、介護者の有無や障がいの程度・種類に応じて優先順位をつけ、指定福祉避難所への受入対象者を決定します。

（１）指定福祉避難所

校　区	名　称	所　在　地	収容可能人員（人）
市内全域	老人福祉センター	田之上５９７ ３２８－４３２１	80

（令和７年３月 31 日現在）

※収容可能人員は、収容の見込める面積を 3.3 ㎡で割り戻した数値です。（1 人当り 3.3 ㎡換算）

（２）民間協定施設

市と協定を結んでいる要配慮者の受け入れが可能な施設です。

種別	名　称	所　在　地	収容可能人員（人）
老健	巣南リハビリセンター	重里１９９６ ３２８－３３８７	22
診療所	名和内科	重里２００５ ３２８－３３１１	66
福祉作業所	すみれの家	古橋１６３５－１ ３２８－７１８７	10
特養	特別養護老人ホームほづみ園	宝江５７６-１ ３２６－８００８	20
特養	サンビレッジ瑞穂	只越２１９-２ ３２２－５２００	50
グループホーム	グループホームもやいの家瑞穂	本田２０５０－１ ３２２－５２２０	10
グループホーム	グループホーム喜楽	只越３０２-１ ３２７－４９６５	2
児童養護施設	誠心寮	本田１４７５ ３２６－３６１８	30
グループホーム	ほたるの里　瑞穂	別府１２４２-２ ３２２-７７８８	15
グループホーム	ほたるの杜　岐阜県庁南	岐阜市須賀２丁目４-３ ２０１-３６６８	10
グループホーム	ほたるの里　大垣	大垣市林町３丁目１７７-２ ０５８４-４７-６７８９	10
児童福祉施設	スマイルプリーズＭＩＺＵＨＯ	馬場春雨町２－５４ ３７２－３３３９	5
総計	12 施設		250

（令和７年３月 31 日現在）

資料 No.15

岐阜県災害救助法施行細則（抜粋）

別表第一（第三条関係）

救助の程度、方法及び期間

一　避難所及び応急仮設住宅の供与

１　避難所の供与

(一)　避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

(二)　避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

(三)　避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

（１）　基本額

避難所設置費　一人一日につき三二〇円

（２）　加算額

冬季（十月から三月まで）については別に定める額を加算する。

(四)　避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とする。

２　応急仮設住宅の供与

(一)　応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

(二)　応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百六十二万円以内とする。

(三)　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

(四)　老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(五)　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

(六)　応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。

(七)　応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1　炊き出しによる食品の給与

(一)　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(二)　炊き出しその他による食品の給与は、罹災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

(三)　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千八十円以内とする。

(四)　罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、三日分以内の炊き出しその他の食品の供与を行う。

(五)　炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2　飲料水の供給

(一)　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二)　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三)　飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(一)　被服、寝具及び身のまわり品

(二)　日用品

(三)　炊事用具及び食器

(四)　光熱材料

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一)　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季 （４月から９月まで）	18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	52,600円に５人を超え１人増すごとに7,700円を加算した額
冬季 （10月から３月まで）	30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	80,300円に５人を超え１人増すごとに11,000円を加算した額

(二)　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季 （４月から９月まで）	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	18,500円に５人を超え１人増すごとに2,600円を加算した額
冬季 （10月から３月まで）	9,500円	12,600円	17,900円	21,200円	26,800円	26,800円に５人を超え１人増すごとに3,500円を加算した額

(三)　(一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

４　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四　医療及び助産の給付

１　医療の給付

(一)　医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二)　医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三)　医療の給付は、次の範囲内において行う。

（１）　診察

イ　薬剤又は治療材料の給与

ロ　処置、手術その他の治療及び施術

ハ　病院又は診療所への収容

（２）　看護

(四)　医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診

療報酬の額以内とし、施術者による場合にあっては協定料金の額以内とする。

(五)　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2　助産の給付

(一)　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二)　助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1)　分べんの介助

(2)　分べん前及び分べん後の処置

(3)　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三)　助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の八割以内の額とする。

(四)　助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五　被災者の救出

1　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

2　被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3　被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六　被災した住宅の応急修理

1　住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり五十六万七千円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3　住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完成する。

七　生業に必要な資金の貸与

1　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3　生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

(一)　生業費　一件につき　三〇、〇〇〇円

(二)　就職支度費　一件につき　一五、〇〇〇円

4　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。

5　生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一)　貸与期間　二年以内

(二)　利子　無し

八　学用品の給与

1　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2　学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一)　教科書

(二)　文房具

(三)　通学用品

3　学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一)　教科書

(1)　小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2)　高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二)　文房具及び通学用品

小学校児童　一人につき　四、二〇〇円以内

中学校生徒　一人につき　四、五〇〇円以内

高等学校等生徒　一人につき　四、九〇〇円以内

4　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

九　埋葬

1　死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2　埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一)　棺（付属品を含む。）

(二)　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三)　骨つぼ及び骨箱

3　埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十万八千七百円以内とし、十二歳未満の者は十六万七千円以内とする。

4　埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十　死体の捜索及び処理

１　死体の捜索

(一)　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二)　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三)　死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

２　死体の処理

(一)　死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二)　死体の処理は、次の事項について行う。

（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）　死体の一時保存

（３）　検案

(三)　検案は、原則として救護班が行う。

(四)　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき三千四百円以内

（２）　死体の一時保存

イ　既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては一体につき五千三百円以内

ロ　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

（３）　救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

(五)　死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

１　障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

２　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千三百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

３　障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

１　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合と

する。

(一)　被災者の避難

(二)　医療及び助産

(三)　災害にかかつた者の救出

(四)　飲料水の供給

(五)　死体の捜索

(六)　死体の処理（埋葬を除く。）

(七)　救済用物資の整理配分

２　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

３　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

平成２６年４月１日現在

資料 No.16

瑞穂市指定給水装置工事事業者名簿

工　事　事　業　者	電　話　番　号	住　　所
ｉＮＤハヤノ　有限会社	0584-22-0913	岐阜県不破郡垂井町 1087 番地の 15
有限会社　アイカリビングサービス	058-218-3020	岐阜県羽島郡笠松町円城寺 894 番地 1
愛河設備　株式会社	058-324-0904	岐阜県本巣市北野 267 番地
有限会社　アイテック	058-215-9914	岐阜県岐阜市領下 7 丁目 47 番地 2
株式会社　アクア工業	058-383-7005	岐阜県各務原市那加野畑 2 丁目 53 番地
株式会社　アクアテクノス	052-503-1131	名古屋市西区野南町 57 番地
株式会社　浅川設備	058-391-0517	岐阜県羽島市小熊町外粟野 2 丁目 53 番地
株式会社　浅乃設備	058-214-4201	岐阜県岐阜市東改田字再勝 62 番地 1
朝日設備工業　株式会社	058-231-5411、 058-327-1766	岐阜県岐阜市早田栄町 4 丁目 28 番地
アシストワークス　株式会社	0584-82-3234	岐阜県大垣市墨俣町下宿 832 番地 1
アストモスリテイリング　株式会社 中部第二カンパニー　尾張営業所	0586-71-3200	愛知県一宮市佐千原字屋敷 152
株式会社　アルテック	058-324-0084	岐阜県本巣郡北方町曲路 3 丁目 1 番地
株式会社　イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル
泉建設工業　株式会社	0585-45-4127	岐阜県揖斐郡池田町本郷 1094 番地の 6
株式会社　イソカワ	0585-22-0615	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 349 番地 2
イワタニ東海　株式会社 岐阜支店	058-251-6752	岐阜県岐阜市鏡島精華 1 丁目 5 番地 15
有限会社　ウイング	0585-35-5118	岐阜県揖斐郡大野町上秋 475 番地 3
株式会社　エイト	052-462-9950	愛知県名古屋市中川区横前町 58 番地
株式会社　N-Vision	082-275-5227	広島県広島市中区鶴見町 8 番 57 号
ＭＴテック	058-372-6593	岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田 2 丁目 61 番地の 1
株式会社　遠藤設備工業	0585-32-0214	岐阜県揖斐郡大野町黒野 1093-3
大垣設備　株式会社	0584-91-1587	岐阜県大垣市荒尾町 1810 番地の 66
有限会社　大山主計	058-328-3597	岐阜県瑞穂市美江寺 581-5
岡田産業　株式会社	058-272-3000	岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 17 番 10 号
小川水道設備	058-328-4847	岐阜県瑞穂市居倉 151 番地 4
小木曽設備工業　株式会社	058-383-6221	岐阜県各務原市那加南栄町 86 番地の 4
株式会社　オネステック	058-201-0410	岐阜県岐阜市中西郷二丁目 260 番地 1
改真工業　株式会社	058-372-6500	岐阜県各務原市大野町七丁目 128 番地 1
株式会社　かじ繁	058-326-3331	岐阜県瑞穂市別府 1192 番地 1
加納水道設備　株式会社	0584-74-3912	岐阜県大垣市三津屋町 2 丁目 56 番地
加納設備	0584-71-3353	岐阜県大垣市赤坂新田 1 丁目 48 番地 1
川島工業　株式会社	058-232-7558	岐阜県岐阜市八代 3 丁目 3 番 2 号
株式会社　川甚　大野営業所	0585-34-2107	岐阜県揖斐郡大野町加納西 1362 番 1
株式会社　神田工業	058-384-4146	岐阜県各務原市各務山の前町四丁目 48 番地
株式会社　岐西建設	058-323-0015	岐阜県本巣市浅木 3 番地の 31
岐仙設備工業　有限会社	058-328-3372	岐阜県瑞穂市横屋 368 番地
北方ポンプ工業　株式会社	058-324-1014	岐阜県本巣郡北方町北方 153 番地の 1
木原設備工業所	058-274-3890	岐阜県岐阜市市橋 4 丁目 6-5
岐阜管工事　株式会社	058-262-9415	岐阜県岐阜市上太田町 2 丁目 17 番地
株式会社　岐北冷機	058-237-7788	岐阜県岐阜市岩崎 999 番地
協栄設備工業　株式会社	058-271-2579	岐阜県岐阜市茜部中島 1 丁目 62 番地の 2
有限会社　協栄ポンプ店	058-327-4477	岐阜県瑞穂市十九条 276 番地
株式会社　協和	0584-53-0995	岐阜県海津市海津町瀬古 543 番地 1
株式会社　桐山	058-236-1030	岐阜県岐阜市岩崎 3 丁目 2 番地 6

工　事　事　業　者	電　話　番　号	住　　所
株式会社　キンランサー	03-5157-2400	東京都港区虎ノ門 1 丁目 3 番 1 号
株式会社　クラシアン　岐阜支社	0120-500-500	岐阜県岐阜市茜部本郷 1 丁目 49 番地 キトウビル 2 階
株式会社　倉望工業	0584-71-3112	岐阜県大垣市昼飯町 373 番地の 7
株式会社　栗本設備	058-231-8875	岐阜県岐阜市則武西 1 丁目 6-3
株式会社　黒川産業	058-323-2941	岐阜県本巣市屋井 147 番地
株式会社　児玉建設	0584-78-8777	岐阜県大垣市中野町 2 丁目 66 番地
有限会社　小塚工業	0584-69-3601	岐阜県安八郡輪之内町四郷 2258 番地
株式会社　小林管工	0584-74-7373	岐阜県大垣市開発町五丁目 23 番地 2
近藤工業　有限会社	0584-22-5653	岐阜県不破郡垂井町地蔵 2 丁目 59 番地
有限会社　サクセス	058-213-6251	岐阜県岐阜市御望 2 丁目 60 番地
株式会社　佐藤工業所	0584-27-2489	岐阜県安八郡神戸町柳瀬 574
株式会社　佐藤ポンプ	058-207-8701	岐阜県岐阜市正木中 3 丁目 4-5
株式会社　三愛	058-327-5823	岐阜県瑞穂市生津外宮東町 2 丁目 38 番地
有限会社　サンエコール	0584-91-8618	岐阜県大垣市牧野町四丁目 103 番地 11
株式会社　三光設備	058-260-5322	岐阜県岐阜市南本荘一条通 1 番地 1
三徳　　株式会社	058-213-3109	岐阜県岐阜市江添二丁目 9 番 15 号
株式会社　茂喜工業所	058-253-8678	岐阜県岐阜市西荘四丁目 10 番 1 号
有限会社　篠原住設	058-324-3545	岐阜県本巣郡北方町高屋 104 番地の 14
有限会社　清水エンジニアリング	0749-54-0484	滋賀県米原市番場 1794 番地 4
有限会社　荘川設備	058-391-6297	岐阜県羽島市正木町曲利 909 番地の 3
城西設備	0584-62-5549	岐阜県大垣市墨俣町墨俣 525 番地
翔成設備	058-323-3475	岐阜県本巣郡北方町高屋条里 2 丁目 41 番地の 10
株式会社　シンエイ	06-6944-7797	大阪府大阪市中央区谷町 2 丁目 4-3 ｱｲｴｽﾋﾞﾙ 9 階
新幸ホーム　株式会社	0584-62-6296	岐阜県大垣市墨俣町墨俣 1052 番地の 1
水道屋さんキタクラ	058-328-4603	岐阜県瑞穂市宮田 271-8
株式会社　鈴建設備	058-383-2117	岐阜県各務原市蘇原申子町 2 丁目 57 番地 1
株式会社　すずむら設備	0585-34-1037	岐阜県揖斐郡大野町公郷 434
株式会社　巣南設備	058-328-2534	岐阜県瑞穂市十七条 28
セイノウ設備　株式会社	0585-45-9855	岐阜県揖斐郡池田町本郷 298 番地 1
株式会社　西武管商	058-268-6440	岐阜県岐阜市宇佐南 3 丁目 5 番 18 号
株式会社　SEIWA	058-233-5695	岐阜県岐阜市上土居三丁目 3 番 2 号
積和建設中部　株式会社　岐阜支店	058-326-6996	岐阜県瑞穂市野白新田 85 番地 3
株式会社　0	090-8488-3103	岐阜県揖斐郡池田町願成寺 259 番地の 2
株式会社　大広商事	0584-74-8811、 058-327-6826	岐阜県大垣市東前 2 丁目 18 番地の 3
株式会社　タイホウ産業	058-255-0561	岐阜県岐阜市河渡 2 丁目 18 番地 1
株式会社　高田無線住設	0584-81-6951	岐阜県瑞穂市呂久 1061
髙橋管工　株式会社	058-231-0983	岐阜県岐阜市則武中 3 丁目 1 番 6 号
株式会社　高橋建材	058-231-4804	岐阜県岐阜市則武中 2-3-2
有限会社　高橋設備	058-324-2448	岐阜県本巣市早野 195 番地 2
高松設備工業　株式会社	058-322-3935	岐阜県瑞穂市十八条 140 番地 3
チーム・オオノ	058-216-0471	岐阜県岐阜市打越 432 番地 5
有限会社　テクニカル水野	058-247-3728	岐阜県岐阜市北一色 4 丁目 14 番 31 号
寺町設備	0584-81-1538	岐阜県大垣市波須 3 丁目 48 番地
株式会社　天王設備工業	058-392-6372	岐阜県羽島市小熊町天王 1 丁目 55 番地
有限会社　東海エアコン設備センター	058-382-8433	岐阜県各務原市蘇原新栄町 1 丁目 79 番地の 3
有限会社　東海プロモア	058-200-0596	岐阜県岐阜市一色 1 丁目 10-15
戸島工業　株式会社	058-251-1141	岐阜県岐阜市本郷町 5 丁目 16 番地
有限会社　豊田商店	058-324-1019	岐阜県本巣郡北方町高屋太子 2 丁目 50 番地

工　事　事　業　者	電　話　番　号	住　　所
有限会社　中川設備工業	0584-34-1296	岐阜県養老郡養老町宇田 335 番地
有限会社　永田設備	0586-89-3600	岐阜県各務原市川島笠田町 261 番地 5
株式会社　中村管工	0584-77-6173	岐阜県大垣市木戸町 1188 番地 1
有限会社　中村ポンプ工業	058-324-0535	岐阜県本巣郡北方町北方 1702 番地の 9
株式会社　中屋	0584-27-2333	岐阜県安八郡神戸町大字神戸 451 番地
有限会社　西垣設備	058-324-2455	岐阜県本巣郡北方町高屋白木 2 丁目 41 番地
有限会社　西部設備	0575-49-3036	岐阜県関市中之保 3668 番地 1
株式会社　日創	058-324-8071	岐阜県本巣市温井 97 番地 1
株式会社　丹羽住設	0584-74-5038	岐阜県大垣市犬ヶ渕町 22 番地
野々村ポンプ工業　株式会社	058-231-4352	岐阜県岐阜市則武中 1 丁目 2 番地の 9
ノムラ工業　株式会社	0584-77-0193	岐阜県大垣市大井 2 丁目 41 番地 1
株式会社　野村住設	058-392-4655	岐阜県羽島市竹鼻町狐穴 1068 番地
株式会社　長谷川設備	0583-83-8735	岐阜県各務原市大野町 4 丁目 72 番地
株式会社　服部管工	0585-22-1407	岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺 224
服部設備	058-326-6631	岐阜県瑞穂市稲里 434 番地 6
有限会社　ハヤカワ	058-247-6807	岐阜県羽島郡岐南町平島 3 丁目 64 番地
林工業　株式会社	0584-81-5316	岐阜県大垣市馬場町 2 番地
株式会社　ビルカン	058-273-2782	岐阜県岐阜市下奈良 3 丁目 6 番 6 号
有限会社　廣江ポンプ店	058-327-2411、 058-327-1806	岐阜県瑞穂市牛牧 134 番地
株式会社　ファミリースポットマブチ	0585-32-1263	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野 1839 番地 1
福田設備工業　株式会社	058-323-1241	岐阜県本巣市上真桑 2258 番地 427
株式会社　不二産業	058-326-3427	岐阜県瑞穂市本田 735 番地
豊和設備　株式会社	0584-91-1173	岐阜県大垣市長松町 1087 番地の 1
株式会社　堀内工業	0575-28-2880	岐阜県関市下白金 364 番地 1
有限会社　マエノ設備	0575-22-8230	岐阜県関市池尻 1253 番地
松井工業　株式会社	0584-88-1911	岐阜県大垣市築捨町 5 丁目 86 番地の 1
株式会社　マツオカ	0585-45-2164	岐阜県揖斐郡池田町池野 446 番地の 7
株式会社　松波テクノ	058-232-3171	岐阜県岐阜市長良福光 147 番地 3
松野住設	058-326-3658	岐阜県瑞穂市穂積 2270 番地 2
松村工業　株式会社	058-271-3912	岐阜県岐阜市薮田東 1 丁目 6 番 5 号
真野工業　株式会社　岐阜支店	058-272-8156	岐阜県岐阜市東明見町 19 番地
丸石　株式会社	058-271-1918	岐阜県岐阜市須賀 1 丁目 10 番 1 号
マルエイテクノサービス　株式会社	058-273-7321	岐阜県岐阜市須賀 1 丁目 5 番地 13
丸幸	058-201-4235	岐阜県岐阜市福富 151 番地 1
株式会社　マルタ管工	0574-25-0128	岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野 711 番地 8
有限会社　丸長設備工業	0575-28-3243	岐阜県関市上白金 1159 番地の 1
マルワ　株式会社	0574-24-1650	岐阜県美濃加茂市牧野 2875
株式会社　水企画アイケン	058-383-0710	岐阜県各務原市那加山後町 1 丁目 240 番地
箕浦設備工業　株式会社	0585-34-1215	岐阜県揖斐郡大野町黒野 808-2
美濃工研　株式会社	0584-89-5720	岐阜県大垣市本今 4 丁目 136 番地 1
株式会社　光来組	058-328-2799	岐阜県瑞穂市田之上 829 番地 1
有限会社　結水道	0584-62-5186	岐阜県安八郡安八町西結 1054 番地
有限会社　ムトウ建工	058-323-8161	岐阜県本巣市数屋 496 番地 1
森川設備	0584-89-6704	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 148 番地 9
株式会社　弥栄管工社	0584-27-4366	岐阜県安八郡神戸町神戸 706-2
山田設備工業	0575-28-5975	岐阜県関市下白金 135 番地 1
ユニオンテック　株式会社	058-274-5361	岐阜県岐阜市中鶉一丁目 30 番 1 号
有限会社　吉田商店	058-324-4826	岐阜県本巣市十四条 588 番地

工　事　事　業　者	電　話　番　号	住　　所
有限会社　米田住宅設備	0574-25-5146	岐阜県美濃加茂市下米田町西脇 546 番地
株式会社　ＹＭＤ管工	058-214-7424	岐阜県岐阜市茜部寺屋敷 3 丁目 6 番地 2
株式会社　若松建匠	058-323-3054	岐阜県本巣市海老 205 番地 1
若松工業	058-326-2607	岐阜県瑞穂市牛牧 929 番地 6
有限会社　和光工業	058-252-4850	岐阜県岐阜市河渡 1453 番地 2
ワタナベ設備工業　株式会社	0584-78-1537	岐阜県大垣市本今町 3 丁目 28 番地

（令和６年 10 月 1 日現在）

資料 No.17

災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き

災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給については、「岐阜県地域防災計画 一般対策計画第３章第２５節」を準用する。

１　医薬品の確保

⑴　基本方針

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

⑵　医薬品等（血液を除く。）の確保

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部に要請し、調達する。

⑶　血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

資料 No.18

医療機関一覧

（50 音順）

医療機関名	住　所	電話番号
あおば眼科クリニック	稲里 683-1	329-0077
明石クリニック	馬場上光町 1-106	201-1311
宇土医院	馬場小城町 1-82	327-5513
おおぐち泌尿器クリニック	別府 738-1	329-3088
おさだクリニック	馬場前畑町 3-33	329-2022
京極こどもクリック	只越 460-5	326-7220
国枝医院	牛牧 801-1	327-2835
熊田医院耳鼻咽喉科	本田 1046-1	329-1503
さくらクリニック	稲里 689-3	325-0570
佐竹整形外科	穂積 1845-1	326-2022
サンシャインM&Dクリニック	本田 174-1	329-5522
下野眼科クリニック	馬場上光町 1-106	327-3333
菅整形外科	馬場小城町 1-21	329-0711
関谷皮膚科	別府 1053	326-3002
高木クリニック	古橋 1075-1	328-5577
所内科医院	別府 231	327-3773
なかしまこどもクリニック	十九条 247	327-3100
名和内科	重里 2005	328-3311
ひぐちクリニック	別府 725-1	327-3111
広瀬内科クリニック	別府 1074	326-7773
ふくた眼科クリニック	本田 1018-1	329-2037
福田内科医院	本田 1017-1	327-0721
ほづみ整形外科医院	別府 791-1	326-5000
ほづみ耳鼻咽喉科クリニック	別府 726-5	327-2622
穂積すこやか診療所	只越 907-5	329-2177
みずほクリニック	本田 556-1	327-5252
溝口整形外科リハビリクリニック	十九条 258-1	260-7070
三輪クリニック	森 397-1	328-7323
吉村内科	別府 1297	327-0020
若園医院	唐栗 273	328-2021
●歯科医(病)院		
いそざき歯科	穂積 13-3	260-6480
うしきデンタルクリニック	牛牧 1064-1	326-6630
江崎歯科	穂積 609-1	327-3022
加藤歯科医院	只越 1055	326-3316
川端歯科・矯正歯科医院	馬場小城町 2-8-1	329-2580
けしかわ歯科医院	稲里 258-1	327-4649
サンシャインM&Dクリニック	本田 174-1	329-5533
歯科コーラルクリニック	本田 749-1	329-3456
柴田歯科医院	本田 2112-1-2	327-6714
スナミ歯科医院	十七条 975-1	328-4466
たけうち歯科医院	田之上 171-5	328-3821
たけや歯科医院	馬場上光町 3-127	327-3355
辻歯科医院	古橋 1140-3	328-5250
ながの歯科クリニック	只越 436-2	329-3600
広瀬歯科医院	馬場前畑町 2-74	327-5582
ほづみアドバンス歯科	馬場上光町 2-7-1	227-3152
ホワイトエッセンス吉田歯科医院	馬場春雨町 1-17	329-4010
松野歯科医院	別府 736-1	327-8855
美江寺歯科医院	美江寺 498-3	328-3338
ゆう歯科クリニック	十九条 245-3 TMクレイハウス 1F	326-2441
れあ歯科クリニック矯正歯科小児歯科	十九条 335-1	327-3555

（令和７年３月 31 日現在）

資料 No.19

瑞穂市指定文化財

令和７年３月 31 日現在

	種 目	名 称	所在地
有形文化財	建造物	天神神社本殿	居 倉
	彫 刻	聖観世音菩薩像	十九条
		重里めぐみ地蔵菩薩坐像	重 里
		木造弘法大師坐像	横 屋
		木造聖観音立像及び千躰仏	中 宮
		薬師如来坐像	田之上
		千躰仏	田之上
		石造薬師如来坐像	宮 田
		木造薬師如来立像	中 宮
		円空彫刻像 大日如来坐像	中 宮
		美江寺千手観音像	美江寺
		石造観世音菩薩立像及び同阿弥陀佛立像	十七条
	工芸品	別府細工18点	別 府
		美江寺千手観音同鰐口	美江寺
		陶磁のこま犬	美江寺
		別府細工(梯子燭台)	宮 田
	書 跡	親鸞上人筆十字名号	重 里
		蓮如上人筆六字名号	重 里
		東伏見宮妃周子殿下筆「和宮歌碑文」拓本	宮 田
		蓮如上人筆六号名号	七 崎
		実如上人筆九号名号	七 崎
	歴史資料	山本友左坊遺品(柱掛)	重 里
		山本友左坊遺品(半さい)	重 里
		山本友左坊遺品(屏風)	美江寺
		和宮親子内親王東下の際の道中履物	宮 田
	古文書	教如上人書状	十七条
		川崎平右衛門書簡	十九条
民俗文化財	有形民俗文化財	武藤家の水屋	横 屋
	無形民俗文化財	美江寺観世音のお蚕祭り	美江寺
		雅楽 宮田の五音社	宮 田

	種 目	名 称	所在地
史跡名勝天然記念物	天然記念物	秋葉神社の大イチョウ	穂 積
		ハリヨとその棲息池	十七条 十八条
		富有柿の母木	居 倉
		白鳥神社のイチョウ	呂 久
		教泉寺のマキ	田之上
		居倉天神神社のクス	居 倉
		熊野神社のモチ	十七条
		念徳寺のボダイジュ	居 倉
	史 跡	川崎平右衛門供養塔	十九条
		小簾紅園	呂 久
		伊久良河宮跡	居 倉
		美江寺城跡	美江寺
		十七条城跡	十七条
		旗本青木氏陣屋跡	居 倉
		美江寺一里塚跡	美江寺
		自然居士の墓	美江寺
		美江寺宿本陣跡	美江寺
		山本友左坊の墓	美江寺
		瑞光寺句碑群	美江寺
		菱野川用水竣工記念句碑	大 月
		土地改良記念公園	重 里
		貫学学校跡	居 倉
		顕名学校跡	横 屋
		杭渓学校跡	呂 久
		開蒙学校跡	美江寺
		月盛学校跡	十七条
		宝暦治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地	重 里
		昆虫翁 名和靖生誕の地	重 里
		木食禅開の塔	重 里
		西堀弥市顕彰碑	生 津

県指定文化財

種 別	名 称	所在地
彫 刻	木造十一面観世音菩薩像	別 府
	木造釈迦如来立像	呂 久
天然記念物	藤九郎ギンナン	只 越

資料 No.20

瑞穂市防災会議条例

平成１５年５月１日
条例第１２８号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、瑞穂市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　瑞穂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
５　委員は、25 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　瑞穂消防署長及び消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(8)　自主防災組織を代表する者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認め任命する者
６　前項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　第５項第７号及び第８号の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）
第５条　防災会議の庶務は、企画部市民協働安全課において処理する。

（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 15 年５月１日から施行する。

（経過措置）
2　この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとし、再任を妨げない。

附　則（平成20年3月25日条例第18号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成20年9月30日条例第33号）抄
（施行期日）
1　この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附　則（平成24年9月28日条例第18号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年3月19日条例第17号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成29年12月22日条例第14号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料 No.21

瑞穂市災害対策本部条例

平成１５年５月１日
条例第１２９号

(趣旨)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、瑞穂市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 No.22

要配慮者利用施設一覧

施設名	住所	種別	電話番号
特別養護老人ホーム　ほづみ園	瑞穂市宝江 576 - 1	介護福祉施設、 短期入所生活介護等	326-8008
特別養護老人ホーム　サンビレッジ瑞穂	瑞穂市只越 219 番地 2	介護福祉施設、 短期入所生活介護	322-5200
介護老人保健施設巣南リハビリセンター	瑞穂市重里 1996 番地	介護老人保健施設、 短期入所療養介護等	328-3387
瑞穂くつろぎショートステイ	瑞穂市馬場上光町 1 丁目 103 番地	短期入所生活介護	322-5665
グループホーム喜楽	瑞穂市只越 302 - 1	グループホーム	327-4965
愛の家グループホームみずほ	瑞穂市横屋 562 番地 1	グループホーム	328-6677
もやいの家しんせい	瑞穂市別府 1193 番地 1	グループホーム	322-3131
グループホーム　もやいの家　瑞穂	瑞穂市本田 2050 番地 1	グループホーム	322-5220
ファミリーケア巣南	瑞穂市古橋 1357 番地 1	グループホーム	328-6201
楡の樹	瑞穂市本田 162 - 1	有料老人ホーム	326-5858
ほづみ駅前アンキーノ	瑞穂市別府 1193 番地 1	有料老人ホーム	322-3131
ほほえみの郷　悠喜園	瑞穂市古橋 1784 - 1	有料老人ホーム	328-6602
ヴィラさくら瑞穂	瑞穂市稲里 290 - 1	有料老人ホーム	326-7177
グランフォート清流	瑞穂市本田 908 - 1	有料老人ホーム	329-5001
まりあんヴィラ	瑞穂市牛牧 1107 - 1	有料老人ホーム	372-2005
ハピネスほづみ	瑞穂市稲里 141 番地 1	有料老人ホーム	327-7085
Ｒｅ・住む　和の輪	瑞穂市祖父江 287 番地 1	有料老人ホーム	322-3111
住宅型有料老人ホームにこり	瑞穂市生津外宮東町 1 丁目 55	有料老人ホーム	322-7102
医療特化型住宅型有料老人ホーム　Ｒｅ・住む　喜みどり	瑞穂市祖父江 286 番地 1	有料老人ホーム	216-8677
医療型サービス付き高齢者住宅　巣南	瑞穂市重里 2011	サービス付き高齢者向け住宅	328-7505
ふるさとホーム瑞穂	瑞穂市十九条 232 番地 1	サービス付き高齢者向け住宅	329-3634
ファミリーコート瑞穂	瑞穂市別府 1494 番 1	サービス付き高齢者向け住宅	216-6206
サービス付き高齢者向け住宅　いちる瑞穂	瑞穂市稲里 370 番地 1	サービス付き高齢者向け住宅	326-4512
ヴィラみずほ	瑞穂市横屋字中吹 602 番地 1	サービス付き高齢者向け住宅	260-4100
ケアハウス　アミほづみ園	瑞穂市宝江 576 - 1	軽費老人ホーム	326-8008
巣南リハビリセンター	瑞穂市重里 1996 番地	通所リハビリテーション	328-3387
瑞穂くつろぎデイサービス	瑞穂市馬場上光町 2-17	通所介護	329-2188
巣南デイサービスセンター	瑞穂市重里 1996	通所介護	328-5683
デイサービスセンターほづみ園	瑞穂市宝江 576 - 1	通所介護	326-8008
デイサービス吉村	瑞穂市別府 1297 番地	通所介護	327-3380
デイサービスセンター　サンビレッジ瑞穂	瑞穂市只越 219 番地 2	通所介護	322-5200
デイサービス　ほほえみの郷	瑞穂市古橋 1784 - 1	通所介護	328-6602
デイサービスセンター　スタジオ楡	瑞穂市本田 166 番地 2	通所介護	329-5611
ケアステーションあさひ瑞穂	瑞穂市十九条 232 番地 1	通所介護	329-3633

施設名	住所	種別	電話番号
共生型サービスあこうど	瑞穂市牛牧 909 番地 2	通所介護	372-6408
むとう接骨院デイサービスセンター	瑞穂市横屋 393 番地 1	通所介護	328-2102
瑞穂デイサービスセンター	瑞穂市別府 1494 番地 1	通所介護	216-6216
デイサービスセンターもやいの家瑞穂	瑞穂市本田 2050 番地 1	認知症対応型通所介護	322-5220
高木デイサービスセンター	瑞穂市古橋 1123 番地 1	認知症対応型通所介護	328-5670
もやいの家チクタク	瑞穂市別府 1193 番地 1	小規模多機能型居宅介護等	322-3131
福祉作業所　豊住園	瑞穂市本田 85-1	指定障害福祉サービス事業者	327-9947
福祉作業所　すみれの家	瑞穂市古橋 1635-1	指定障害福祉サービス事業者	328-7187
障害福祉サービス事業所ぽぷり	瑞穂市馬場春雨町 1-3	指定障害福祉サービス事業者	227-2167
ライフスタイル　きらら	瑞穂市田之上 627-7	指定障害福祉サービス事業者	322-6141
みずほ身障リハセンター	瑞穂市稲里 114-1	指定障害福祉サービス事業者	322-7070
ANYSIS	瑞穂市稲里 170-1	指定障害福祉サービス事業者	372-7711
就労継続支援 B 型事業所　みらい	瑞穂市別府 1243 トレンディトータル 20B・20C	指定障害福祉サービス事業者	322-2005
ほたるの仕事場　瑞穂	瑞穂市穂積 1465-3 グリーンハイツ 101、202	指定障害福祉サービス事業者	322-7711
エールみずほ	瑞穂市別府 747-1	指定障害福祉サービス事業者	322-6788
グローライフ	瑞穂市田之上 240-3	指定障害福祉サービス事業者	260-7730
グループホーム　ほたるの里瑞穂	瑞穂市別府 1242-2	指定障害福祉サービス事業者	322-8585
グループホームいちご	瑞穂市本田 1285-5	指定障害福祉サービス事業者	058-372-9075
カルチャーサロンあこうど瑞穂	瑞穂市牛牧 909-2	指定障害福祉サービス事業者	372-6408
ヒューマンハート穂積　第 1 教室	瑞穂市生津天王町 1-47-3	指定障害児通所支援事業所等	227-7010
ひだまり	瑞穂市十九条 445-1	指定障害児通所支援事業所等	372-2185
ヒューマンハート穂積　第４教室	瑞穂市生津天王東町二丁目 27 番地	指定障害児通所支援事業所等	338-8040
タチアオイの教室	瑞穂市横屋 351	指定障害児通所支援事業所等	216-6550
てらぴあぽけっと　岐阜瑞穂教室	瑞穂市稲里 363-1	指定障害児通所支援事業所等	338-5016
Ｓｍｉｌｅ　ｐｌｅａｓｅ　ＭＩＺＵＨＯ	瑞穂市馬場春雨町 2-54	指定障害児通所支援事業所等	372-3339
放課後等デイサービス　ラビットキッズ穂積	瑞穂市馬場小城町 1-93	指定障害児通所支援事業所等	058-372-6633

施設名	住所	種別	電話番号
誠心寮	瑞穂市本田 1475	児童福祉施設等 （児童養護施設）	326-3618
本田第１保育所	瑞穂市本田 1915	保育所・認定こども園等	326-3552
本田第２保育所	瑞穂市只越 387	保育所・認定こども園等	327-2007
別府保育所	瑞穂市別府 144-1	保育所・認定こども園等	326-4747
牛牧保育所	瑞穂市祖父江 170	保育所・認定こども園等	327-1862
西保育・教育センター	瑞穂市居倉 177-1	保育所・認定こども園等	328-2738
中保育・教育センター	瑞穂市美江寺 223	保育所・認定こども園等	328-2301
南保育・教育センター	瑞穂市古橋 1129-1	保育所・認定こども園等	328-2602
清流みずほ保育園	瑞穂市森 555	保育所・認定こども園等	328-7375
清流みずほ認定こども園	瑞穂市森 557	保育所・認定こども園等	328-7228
ほづみの森こども園	瑞穂市穂積 966-1	保育所・認定こども園等	322-5300
はなみずきこども園	瑞穂市牛牧 1236-1	保育所・認定こども園等	令和 7 年以降開所予定
まめっこ保育園	瑞穂市本田 1175	保育所・認定こども園等	201-7855
ニチイキッズ瑞穂保育園	瑞穂市本田 1060-1	保育所・認定こども園等	329-3290
ちびっこ園。ミズホ	瑞穂市牛牧 977-1	保育所・認定こども園等	090-7958-6506
はな保育室ほづみ	瑞穂市別府 752-1	保育所・認定こども園等	216-6533
Ｌ・Ｅ保育園よこや	瑞穂市横屋 493-1	保育所・認定こども園等	372-8820
生津小校区放課後児童クラブ	瑞穂市馬場上光町 2 丁目 108 番地	放課後児童クラブ	080-1570-4201
本田小校区放課後児童クラブ	瑞穂市本田 977 番地 1（本田コミュニティセンター内）、本田 938 番地	放課後児童クラブ	080-1570-4202
穂積小校区放課後児童クラブ	瑞穂市穂積 452 番地	放課後児童クラブ	080-1570-4203
牛牧小校区放課後児童クラブ	瑞穂市牛牧 1608 番地 1、1523 番地	放課後児童クラブ	080-1570-4204
西小校区放課後児童クラブ	瑞穂市居倉 389 番地	放課後児童クラブ	080-1570-4205
中小校区放課後児童クラブ	瑞穂市美江寺 166 番地 4	放課後児童クラブ	080-1570-4206
南小校区放課後児童クラブ	瑞穂市古橋 1635 番地 7	放課後児童クラブ	080-2666-2103
学習館みずほ	瑞穂市穂積 1486-1	放課後児童クラブ	338-5690
みなみＫＩＤＳ	瑞穂市古橋 1629-6	放課後児童クラブ	328-3825
キッズルームさくらんぼ	瑞穂市生津内宮町 1-53	認可外保育施設	326-1106
マーティーズインターナショナルキンダー	瑞穂市別府 2121-1	認可外保育施設	327-9066
ままん保育園	瑞穂市森 564	認可外保育施設	328-2078
ヤクルト瑞穂保育ルーム	瑞穂市野田新田 4132	認可外保育施設	326-6855
いな穂すくすく保育園	瑞穂市野田新田 3991 番地	認可外保育施設 （企業主導型）	326-7007
いーすとはむ　きっず	瑞穂市別府 277-2	認可外保育施設 （企業主導型）	372-3690
すみれの里	瑞穂市生津外宮東町 1-8	認可外保育施設 （企業主導型）	201-7387
ななないろ保育所	瑞穂市十九条 736-1	認可外保育施設 （企業主導型）	338-8005
みずほキッズ	瑞穂市別府 1683-1	認可外保育施設 （企業主導型）	216-8850
ほづみ幼稚園	瑞穂市只越 500	幼稚園（公立）	326-4547

施設名	住所	種別	電話番号
穂積小学校	瑞穂市穂積 452	小学校（公立）	327-3091
本田小学校	瑞穂市本田 938	小学校（公立）	326-3417
牛牧小学校	瑞穂市牛牧 1523	小学校（公立）	326-3063
生津小学校	瑞穂市馬場上光町 2-108	小学校（公立）	327-5406
南小学校	瑞穂市古橋 1660	小学校（公立）	328-2202
中小学校	瑞穂市美江寺 173	小学校（公立）	328-2039
西小学校	瑞穂市居倉 389	小学校（公立）	328-2238
穂積中学校	瑞穂市別府 1888	中学校（公立）	327-0733
穂積北中学校	瑞穂市本田 2000	中学校（公立）	327-6701
巣南中学校	瑞穂市古橋 10-1	中学校（公立）	328-2002